

## 川北町公式フェイスブックページ運用規約

### 1. 趣旨

川北町は、川北町公式フェイスブックページ（以下「当ページ」という。）を開設し、フェイスブック（Facebook）の特性を活かしたイベントの案内、町からのお知らせなど、身近でタイムリーな情報を発信することで、より開かれた町政運営を目指します。

当ページの運営にあたり、運用規約を以下のとおり定めます。

### 2. 運営管理者

当ページの運営管理は、総務課が行います。

### 3. アカウント

アカウント名は「川北町役場」とします。

### 4. 投稿内容

川北町におけるイベント情報、町からのお知らせ、町民に役立つ情報、その他町のPR につながる情報などを発信します。

### 5. 対応時間

投稿（返信含む。）を行う時間は、原則として開庁時間内（平日の8時30分～17時15分）とします。ただし、それ以外の時間に投稿する場合があります。

### 6. コメントへの返信

利用者からのコメントに対して、必要に応じて返信をする場合がありますが、すべてのコメントに対しての返信を保証するものではありません。

### 7. 禁止事項

当ページの利用にあたり、下記の内容を含んだ投稿（コメントやリンクを含む。）を禁止します。運営管理者が禁止事項に該当すると判断した場合は、予告なく投稿の削除、利用制限等の必要な措置を行うことがあります。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗中傷する内容
- (2) 他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 本町の事業に無関係の広告、宣伝、勧誘、営業活動など、その他営利を目的とした内容
- (4) 政治、選挙、宗教活動を目的とした内容

- (5) 著作権、商標権、肖像権などの川北町または第三者の知的財産権を侵害するおそれのある内容
- (6) 法律、法令に違反している内容、または違反するおそれがある内容
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、プライバシーを侵害する内容
- (9) 有害なプログラム
- (10) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (11) フェイスブック利用規約に反する内容
- (12) その他、当ページの運用上、他人に不利益を与えるなど、管理者が不適当と判断した内容

## 8. 知的財産権

- (1) 当ページに掲載している個々の情報（文書、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、川北町あるいは川北町以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合および当ページ上で「シェア」機能を使用する際に転載の対象となる内容を改編しないこと、また、出所を明記する場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 9. 個人情報

当ページで取得した個人情報については、川北町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 10 号）に基づき、適切に取り扱います。

## 10. 免責事項

- (1) 当ページへの投稿は、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について、完全に保証するものではありません。
- (2) 当ページへの投稿（コメントやリンクを含む。）により生じた直接・間接的な損失について、運営管理者は、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 川北町は、予告なく運用規則の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

## 11. 適用

この運用規則は、令和 2 年 2 月 1 日から適用します。